

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

## 徳島国民年金 事案623

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年1月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、母親が、A市区町村（現在は、B市区町村）役場において、私の国民年金加入手続を行った際、保険料を納付すべき期間等を確認した上で、保険料は全て納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、オンライン記録、A市区町村作成の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録等から判断すると、申立人の国民年金加入手続は、平成7年7月7日に行われたものと推認され、当該時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、申立人は、申立期間直後の平成6年2月から7年3月までの期間（平成6年6月及び同年7月、同年10月の国民年金保険料については、8年3月から同年5月までの期間に係る国民年金保険料と厚生年金保険料が重複納付されたため、当該期間に係る国民年金保険料が充当されている。）の保険料を、複数回に分けて、各納期限内に納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案624

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から45年4月まで  
夫に国民年金の加入を勧められ、昭和38年1月頃にA市区町村(現在は、B市区町村)の自宅において、C地区自治会の担当者を通じて国民年金に加入した。以後、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた自治会の集金人を通じて、毎月納付した。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市区町村作成の申立人に係る国民年金被保険者名簿等において、申立人の国民年金手帳記号番号(\*)の払出し及び国民年金被保険者の資格取得日は、昭和45年5月18日であり、A市区町村において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、申立期間は、国民年金未加入期間として取り扱われていることが確認できることなどから、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「昭和38年頃、C地区自治会を通じて国民年金加入手続を行い、以後、同自治会へ申立期間の保険料を納付した。」と主張しているが、i) B市区町村は、「当時、国民年金被保険者の資格取得の手続は、A市区町村役場の窓口のみで行っていた。」と回答していること、ii) C地区自治会長は、「当時、自治会は、地区の集金を行っていたが、国民年金保険料の集金は行っていなかった。」と供述するなど、申立人の主張を裏付ける供述等は得られない。

さらに、昭和36年4月の国民年金制度発足以前にD市区町村(現在は、E市区町村)において、申立人へ最初の国民年金手帳記号番号(\*)が払い出されていることが、被保険者台帳管理簿により確認できるが、同年3月26日以降、転居先のA市区町村において、申立人の国民年金の手続が行

われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から59年6月まで

私は、昭和59年7月頃に、母の勧めで知人のA市区町村（現在は、B市区町村）職員に自宅に来てもらい、国民年金加入手続を行い、その場で申立期間に係る国民年金保険料を遡って納付したにもかかわらず、当該期間が納付済期間とされていないことに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後に手帳記号番号が払い出された被保険者の資格取得状況等から判断すると、昭和61年7月16日から同年9月19日までの間に払い出されたものと推認される所、61年7月時点において、申立期間のうち、少なくとも57年7月から59年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

また、申立人は、「昭和59年7月頃に国民年金加入手続を行い、その場で、申立期間（2年分）の国民年金保険料を遡って納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及びA市区町村作成の申立人の国民年金被保険者名簿によれば、前述の申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期と一致する昭和61年8月6日に、申立人が、当該時点で納付することが可能であった申立期間直後の59年7月から61年3月までの期間（21か月）の国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できることなどから、申立人が、当該納付をもって、申立期間の国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性も否定できない上、当該過年度納付時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、B市区町村及び申立人が国民年金加入手続及び保険料納付に関

与したと主張するA市区町村役場職員へ照会したところ、当該職員は、昭和59年4月から同年9月まで臨時職員として、また、同年10月から63年3月まで同役場税務課の正職員として勤務していたが、いずれも国民年金の担当職員では無かった旨回答している上、当該職員は、申立人に係る国民年金加入手続及び保険料納付について記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける供述等は得られない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市区町村作成の申立人の国民年金被保険者名簿のいずれにも、申立期間に係る国民年金保険料が納付された事実は記載されておらず、不自然に記録訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案626

### 第1 委員会の結論

申立人の各申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月から50年3月まで  
② 昭和51年7月  
③ 昭和52年1月から同年3月まで

昭和48年頃から県外に長期にわたって仕事に行くようになり、両親に仕送りをしていた。仕送りしていたお金で、両親が国民年金保険料を納付してくれていたと思っていたのに、未納とされている期間があることに納得できない。両親は既に死亡しているため確認できないので調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間のうち昭和49年8月23日から50年3月20日までの期間、申立人は、A事業所において勤務し、健康保険及び厚生年金保険に加入しており、同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の両親が申立人の扶養家族に認定されていたことがうかがえることから、国民年金保険料を納付してくれたとする両親は、当時、申立人が厚生年金保険に加入していたことを認識していたものと考えるのが自然である。

また、全ての申立期間について、申立人は、「国民年金の加入手続をした記憶は無い。保険料は両親が納付してくれていた。県外に仕事に行っていたときは、加入手続や保険料納付のことで、両親に連絡したことは無い。」としており、国民年金の加入手続及び保険料納付についての供述は得られない上、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立期間は3回と複数であり、申立期間以外にも複数の未加入期間がある上、申立期間当時、国民年金の被保険者期間とされていた期間

について、平成20年1月に複数の厚生年金保険の被保険者記録が追加されたことがオンライン記録において確認できるなど、国民年金の加入手続及び保険料納付が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人及び申立人の両親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案627

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から7年3月まで

私の国民年金については、私が20歳になった頃に母親が加入手続をしてきており、国民年金保険料についても、母親がA市区町村役場（現在は、B市区町村）の窓口又は口座振替により納付してくれているはずである。

申立期間後に就職したC事業所の総務担当者に対し、申立期間中に使用していた年金手帳を提出した記憶もあるため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に住民登録していたB市区町村において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された状況は確認できない上、オンライン記録においても、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、制度上、当該期間の国民年金保険料は納付することができない。

また、申立人が申立期間直後に勤務していたC事業所は、平成12年12月に廃業しており、同社の事業主及び申立人が記憶する総務担当者に対して当時の状況を確認しても、申立人が国民年金に係る手帳を所持していた状況はうかがえない上、平成7年当時、C事業所に係る社会保険関係事務を担当していた社会保険労務士事務所は、「厚生年金保険の資格取得手続の際、申立人が主張するとおり、国民年金に係る年金手帳が提出されていた場合、当社の電子データに国民年金手帳記号番号が登載されているはずであるが、申立人に係るデータを確認しても国民年金手帳記号番号は確認できない。」としており、申立人の主張どおり、同社における申立人の厚生年金保険の資格取得手続時に年金手帳が添付されていた状況は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に

関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、D金融機関において、申立人及び申立人の父親の申立期間当時の取引履歴は確認することができず、申立人が口座振替により国民年金保険料を納付していた状況も確認できない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年11月まで

私は、昭和48年1月から51年11月までの期間において、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の供述等から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所原簿において、申立事業所は、平成元年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間当時の代表取締役等の役員3人は既に死亡している上、B事業所へ照会したが供述等も得られないことなど、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入状況、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料や供述が得られない。

さらに、申立期間当時の同僚3人（うち二人は、申立人が記憶する同僚）から供述が得られたが、全ての者が、「申立期間当時、A事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、私は、国民年金に加入していた。」、「給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」など供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚3人は、申立期間当時、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付等していることが確認できることなど、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年5月まで  
② 昭和38年6月から39年9月まで  
③ 昭和41年4月から同年9月まで

申立期間①については、A事業所に勤務した。勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、B事業所に勤務した。勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③については、C事業所（現在は、D事業所）でE業務員として勤務した。勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所は既に解散しており、申立期間①当時、同社で代表取締役をしていた者の子は、「私の父は亡くなっており、当時のことを知る者がおらず、当時の資料も保管していないことから、当時の状況は不明である。」と供述していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票において、申立期間①を含む昭和34年1月24日から39年1月5日までの期間に、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる被保険者のうち、所在の確認できた11人に文書で照会したところ、9人から回答が得られたが、申立人が勤務していた期間を具体的に特定する供述、及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうか

がわせる供述は得られない。

さらに、前述の同僚9人のうち、二人が、会社の担当者から厚生年金保険の加入の希望を聞かれたと回答していることから判断すると、申立期間①当時、A事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿及び原票によると、昭和34年1月24日から39年1月5日までの期間において、被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人の供述及びB事業所への照会結果から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B事業所は、「当時の社長は既に亡くなっており、当時のことを知る者がおらず、厚生年金保険に係る資料や人事記録なども保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票並びにオンライン記録において、申立期間②を含む昭和38年3月1日から42年3月10日までの期間に、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる被保険者のうち、所在の確認できた14人、及び会計業務を行っていたとする同僚一人に文書で照会したところ、9人から回答が得られたが、申立人が勤務していた期間を具体的に特定する供述、及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者名簿及び原票によると、申立人が同僚として挙げた一人について、被保険者記録が確認できない上、前述の同僚のうち、二人が会社から厚生年金保険の加入の希望を聞かれたとしていることなどから判断すると、申立期間②当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿及び原票並びにオンライン記録によると、昭和38年3月1日から42年3月10日までの期間において、被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、D事業所から提出された人事記録によると、申立人は、昭和41年4月13日から同年9月30日までの期間について、E業務員として、C事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、D事業所は、「当時、C事業所で勤務していた者を厚生年金保険に加入させる場合、C事業所職員共済会で加入させており、F業務員として勤務していた者については、加入させていたが、E業務員については、加入させることはなかった。したがって、申立人を厚生年金保

険に加入させておらず、申立人が同僚（E業務員）として名前を挙げている14人についても加入させていない。厚生年金保険に加入させていない者から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険への加入、厚生年金保険料の控除等をうかがわせる供述は得られない。

また、C事業所職員共済会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票について確認したが、昭和37年2月27日から44年5月1日までの期間において、被保険者の資格を取得している者は全て女性であり、申立人及び申立人が同僚として挙げた14人（全て男性）の氏名は無い。

4 このほか、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年2月まで  
申立期間について、A事業所でB業務員として勤務した。  
勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は、「当時の資料は保管しておらず、申立人が当社に勤務していた事実及び保険料控除については確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和39年1月9日から41年12月19日までの期間に、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる被保険者のうち、所在の確認できた5人、及び申立人が記憶する同僚のうち、所在の確認できた一人に文書で照会したところ、3人（申立人が記憶する同僚一人を含む。）から回答が得られたが、申立人が申立事業所に勤務していた期間を具体的に特定する供述、及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者原票において、申立人が記憶する同僚のうち、二人について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票によると、昭和39年1月9日から42年11月1日までの期間において、被保険者の資格を取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。